

# 不適切ないじめ対応への懲戒に対する教員の思いと課題

## Thought and problem of the teacher for the disciplinary measure to inappropriate bullying correspondence

環境教育学科 二川 正浩

### 1. 問題の所在と研究の目的

2018年12月、いじめ防止対策推進法の改正案として「いじめ防止対策推進法に関する勉強会用資料」(以下「事務局たたき台」と称す)が公表されたが、その第24条には不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒が規定されており、その是非をめぐる議論が各方面から交わされることとなった<sup>1)</sup>。結局、第24条は2019年4月に新たに公表された「座長試案」で削除されることになったが、第三者委員会による不適切な対応の認定を受けて、同年3月には茅ヶ崎市の小学校教諭が、そして7月には取手市の中学校教諭がそれぞれ停職1ヶ月の懲戒処分を受けるなど、いじめ対応をめぐる教職員個人の責任が問われる風潮が強まっている<sup>2)</sup>。

本稿では、そのような不適切ないじめ対応に対する懲戒の規定の動きや処分について、多忙な校務におられる教員がどのような思いを持ち、いじめ対応に対してどのような課題を教員自身が感じているのかについて、アンケート調査(以下、調査と称する)から考察して明らかにしていきたいと考える。なお、調査は2019年度の東京家政大学教員免許状更新講習「学習指導要領の改訂の動向と学校の危機管理」(2019.8.6実施)を受講した教職員72名(有効回答者数65名)を対象として実施した<sup>3)</sup>。

### 2. 不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定に関する動向と教員の認知度

#### (1) 不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定の動向

いじめ防止対策推進法は2013年6月に与野党の議員立法によって成立し、同年9月28日に施行されたが、その附則では「施行後3年」をめどに必要な措置を講ずることになっており、これを受けて2018年12月に「事務局たたき台」が、そして2019年4月に「座長試案」が以下のように示されることとなった。

	事件・法令・通知・意見等
2011.10.11	大津市の公立中学校2年生(男子)がいじめを苦に自殺
2013.6.28	いじめ防止対策推進法 公布
2013.10.11	文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」
2016.11.2	いじめ防止対策協議会「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」
2017.3.14	文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針(最終改訂)」
2017.3.14	文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライ」
2018.6～	超党派のいじめ防止対策推進法に関する勉強会
2018.12.6	いじめ防止対策推進法に関する勉強会用資料「事務局たたき台」
2019.4.10	いじめ防止対策推進法に関する勉強会「座長試案」(座長：馳浩元文部科学相)

その中で、不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定が示されたのは「事務局たたき台」が初めてであるが、2016年に文部科学省・いじめ防止対策協議会が公表した「いじめ防止対策推進法の施行状

況に関する議論のとりまとめ」(以下、「議論のとりまとめ」と称する)の「3学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有」では、学校内の情報共有の現状・課題として「○担任教員がいじめを抱え込み、学校の情報共有の情報が共有されず、重大な結果を招いた事案が発生している。○情報共有すべき事柄、情報共有の方法があらかじめ定められていない学校がある。」ことを指摘し、「※教職員がいじめの情報共有を怠り、地方公務員法上の懲戒処分を受けた事例もある。」(p.5)ことを補記している<sup>4)</sup>。

このように「議論の取りまとめ」では、不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒を規定することまでは踏み込んでいないが、地方公務員法上の懲戒処分があり得るという警鐘を鳴らして、いじめ対応の基本となる学校内の情報共有の適切な対応を学校と教職員に求めている。

その上で、2018年12月に公表された「事務局たたき台」は35条からなるが、その第8条には学校の教職員の責務が、そして第24条には教職員への懲戒規定が以下のように記されることとなった。

学校、校長及び学校の教職員の責務	第八条 2 <u>学校の教職員は、いじめの防止等に関する法令、基本的な方針、通知等の十分な読解を通じてこれらに精通し、これらに関する正しい理解の下に適切にいじめの防止等に関するその職務を行わなければならない。</u>  4 <u>学校の教職員は、いじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有し、いやしくもいじめ又はいじめが疑われる事実を知りながらこれを放置し、又はいじめを助長してはならない。</u>
懲戒その他の措置の基準及び手続	第二十四条の二 地方公共団体は、教職員がこの法律の規定に違反している場合(教職員がいじめに相当する行為を行っている場合を含む。)における <u>当該教職員に対する懲戒その他の措置の基準及び手続を定めるものとする。</u>
地方公共団体が設置する学校の教職員に対する懲戒	第二十四条の二の二 地方公共団体が設置する学校の教職員の任命権者は、当該学校の教職員がこの法律の規定に違反している場合であって必要があると認めるときは、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十九条の規定に基づき、 <u>適切に、当該教職員に対して懲戒を加えるものとする。</u>

※下線部は執筆者

## (2) 懲戒規定までの動向に関する教員の認知度

それでは、認知件数の増加や多様化するいじめの対応を含めて、校務におわれる教員は上記の「事務局たたき台」に懲戒規定が明記されたことをどの程度の知っていたのか。その認知度の調査結果は以下の通りである。

表1 不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定の認知度

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	栄養教諭	合計人数	割合
よく知っていた	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
知っていた	2人	1人	0人	0人	1人	4人	6.2%
あまり知らなかった	12人	1人	0人	3人	2人	18人	27.7%
知らなかった	13人	14人	11人	3人	2人	43人	66.2%

このように、懲戒規定についての認知度は「よく知っていた」が0%、「知っていた」が6.2%という

結果となった。教職員への懲戒規定は現職の教職員にとって切実な問題と考えられるが、「事務局たたき台」は文部科学省や教育委員会等からの正式な通知ではないために校内での情報共有は困難であり、一部の教職員が個人としてテレビや新聞等で知っていたという程度にとどまったと予想される。

また、校種の比較では高等学校では「知らなかった」と回答した割合が100%であるのに対して、小学校では「知らなかった」と回答した割合が他校種に比べて低かった。これはこの数年間の高等学校でのいじめの認知件数や前年度比較の増加率が小学校や中学校と比較して低いこと、一方、小学校は両者とも増加が著しいことが影響していると予想される<sup>5)</sup>。

なお、「事務局たたき台」は一法案であり、知らなかったとしても直接的に児童生徒への指導に影響することはなく、参考までに教職員が適切な対応を行うための指針となる「いじめの防止等のための基本的な方針」について、その最終改訂が2017年に行われたことを知っていたかについても調査を行った。その結果は以下の通りである。

表2 「防止等のための基本方針」の最終改訂が行われた時期の認知度

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	栄養教諭	合計人数	割合
よく知っていた	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
知っていた	10人	4人	1人	1人	0人	16人	24.6%
あまり知らなかった	10人	2人	3人	3人	3人	21人	32.3%
知らなかった	7人	10人	7人	2人	2人	28人	43.1%

このように、最終改訂については「よく知っていた」が0.0%で「知っていた」が24.6%に過ぎないという結果であった。ただ、各教職員が勤務している学校のいじめ防止のための基本方針はこの最終改訂を受けて行われており、自身の勤務する学校の基本方針の最終改訂の時期や内容については「よく知っていた」「知っていた」が100%であることを願いたい。

### 3. 不適切ないじめ対応を行った教職員に対する懲戒規定と懲戒処分への思い

#### (1) 不適切ないじめ対応を行った教職員に対する懲戒規定への思い（初発）

不適切ないじめ対応を行った教職員に対する懲戒規定への思いについては、以下のように「事務局たたき台」の第24条に懲戒規定を読んだ上で規定に賛成か反対か（調査①）、次に懲戒処分を受けた事例について懲戒処分は妥当か不当か（調査②）、そして最後に改めて懲戒を規定することに賛成か反対か（調査③）という講義の流れの中で調査を行った。

講義と調査の流れ
・（講義）「事務局たたき台」の第24条に懲戒規定があることを知り、その条文を読み取る。 → 調査①「不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定に賛成か反対か」（初発）
・（講義）懲戒処分を受けた教員の事例と第三者報告書に示された不適切な対応を読み取る。 → 調査②「懲戒処分を受けた事例について、懲戒の妥当性はあるか、ないか」
・（講義）グループワークを行い、懲戒処分を受けた事例の妥当性を話し合う。 → 調査③「不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定に賛成か反対か」（深化）

その上で、調査①「不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定に賛成か反対か」（初発）の調査の結果は以下の通りである。

表3 不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定への思い（初発）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	栄養教諭	合計人数	割合
賛成	4人	0人	0人	1人	0人	5人	7.7%
やや賛成	7人	6人	2人	1人	1人	17人	26.2%
やや反対	12人	6人	8人	3人	4人	33人	50.8%
反対	2人	2人	0人	0人	0人	4人	6.2%
その他	2人	2人	1人	1人	0人	6人	9.2%

このように全体としては「賛成・やや賛成」が33.9%、「やや反対・反対」57%となり、反対の立場にたつ教員が過半数を超えた。校種の比較では「賛成・やや賛成」が小学校40.7%、中学校37.5%、高等学校18.7%と高等学校での割合の低さが目立つ。なお、「賛成・やや賛成」の理由では、いじめに対して適切に対応することは当然の職務、教員に危機感や責任感を持たせる、子供の命を守るためといった理由がそれぞれの校種に見られた。

一方、「やや反対・反対」については、以下の表のように主な理由ごとに整理して校種別の人数を集計した。なお、表4の人数は一人が主な理由に該当する理由を複数書いていた場合は、それぞれ主な理由の人数としてカウントしたため、回答者数と主な理由の合計人数は一致していない。

表4 不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定に反対する理由

「やや反対・反対」の主な理由	小	中	高	特	栄	合計
教員が萎縮し、働きづらくなる	6人	3人	1人	2人		12人
個人だけではなく学校の責任や保護者の問題もある	3人	2人	3人		1人	9人
いじめ対応の難しさ	2人	2人	1人	1人		6人
隠蔽などがおこる・新たな服務事故が起こる	3人	1人	1人			5人
現行法で対処できる	1人	1人			2人	4人
組織としての対応を考えた方が良い			2人	1人		3人
不適切な程度や内容が不明確	3人					3人
自殺となると不適切な対応とされる恐れがある		1人	1人			2人
若手の教員を辞めたり、教員志望者が減少する					1人	1人

このように、一番理由が多かった「教員が萎縮し、働きづらくなる」についてはいじめの認知件数の増加や複雑化するいじめ対応に直面する小学校と中学校の回答が多く、「不適切な対応の抑止という点では、規定することも大切だが、学校だけにいじめの責任を押しつけるのは問題があると思う。学校だけでいじめを解決するという事に限界を感じている。」（小学校）、「現場では様々な状況や子供たちの様子を考えながら対応しているのでマニュアル通りには行かないところもあります。最善と思われる対応をしてもマニュアルと違うからという理由で懲戒されるのは困ると思います。」（小学校）、「基本的に我々はいじめがわかればすぐに対応する。趣旨は分かるがむしろ本当に気がつかないように巧妙にやっていた場合に懲戒になったらつらい。」（中学校）といった意見が見られた。

また、高等学校では「難しい問題。組織として相談し合える職場の雰囲気作りがなかったのか。」「不適切な対応を行った教員に懲戒を規定するよりも組織としての対応方法等を考えた方が良いと思います。」「いじめの対応は教員だけの責任で行うものではなく、管理職を含めた学校全体で行うものなので、教員に対する懲戒には違和感がある。」など「組織としての対応」に関する意見が他校種に比べて多かった。

この点については「現場が萎縮するため、懲戒とするのではなく、何かあった場合は学校全体が問題をとらえ、組織で対応することを規定することが大事なのでは。」(特別支援学校)という理由を含めて、いじめ対応の中心が学級担任となりがちな小学校や中学校との違いが反映していると考えられる。

なお、その他の理由としては「判断しかねる」、「親の立場と教員の立場では異なる」などの理由を含めて、一長一短的な記述がみられた。

(2) 懲戒処分を受けた事例についての認知度と懲戒処分に対する教員の思い

次の調査②「懲戒処分を受けた事例について、懲戒処分の妥当性はあるか、ないか」は、懲戒処分を受けた教員の具体的事例をもとにその処分の妥当性を考え、調査①の思いがどのように深化していくかをはかる前段階の調査として位置づけた。その事例としては客観性と個人情報管理の必要性から第三者委員会の報告がウェブ上に公開されている以下の二つの事例を取り上げることにした<sup>6)</sup>。

処分日	対象となった事由	対象者	処分内容
2019.3.26	茅ヶ崎市立小学校5年男子不登校(2015.5)	担任教諭(31歳)	停職1ヶ月(辞職)
2019.7.25	取手市立中学校3年女子自殺(2015.11)	担任教諭(45歳)	停職1ヶ月

なお、講義では報告書に記されたいじめとされた行為と問題とされた学校や教職員の対応に関する資料を配付して、その詳細な事実行為を読み取りながら、不適切ないじめ対応を行った教員への「懲戒処分の妥当性はあるか、ないか」について、自身の考えを回答してもらうことにした。

まず、その二つの事例に対する認知度であるが、その調査結果は以下の通りで、それぞれ80%以上の回答者が「あまり知らなかった」「知らなかった」と回答している。

表5 茅ヶ崎市立小学校の担任教諭に対する懲戒処分の認知度

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	栄養教諭	合計人数	割合
よく知っていた	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
知っていた	4人	2人	3人	2人	1人	12人	18.5%
あまり知らなかった	11人	5人	2人	3人	3人	24人	36.9%
知らなかった	12人	9人	6人	1人	1人	29人	44.6%

表6 取手市立中学校の担任教諭に対する懲戒処分の認知度

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	栄養教諭	合計人数	割合
よく知っていた	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1.5%
知っていた	5人	1人	1人	2人	1人	10人	15.4%
あまり知らなかった	11人	6人	5人	2人	3人	27人	41.5%
知らなかった	11人	9人	5人	1人	1人	27人	41.5%

この結果は不適切ないじめ対応を行った教員への懲戒規定の認知度と同様に、文部科学省や教育委員会等からの正式な通知ではなく、勤務校における児童・生徒への直接的な指導に関わる問題でもないために低い割合になったと思われるが、双方とも受講生の多くが勤務する首都圏(神奈川県と茨城県)の事例であり、かつ切実に教職員自身の問題として関わる事例でもあることから、職員室等での話題として情報共有があっても良いのではないかと考える。

次に、二つの事例に対する懲戒の妥当性に対する判断については以下のような結果となった。

表7 茅ヶ崎小学校の担任教諭に対する停職1ヶ月の懲戒処分への妥当性

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	栄養教諭	合計人数	割合
妥当	4人	3人	3人	1人	0人	11人	16.9%
やや妥当	15人	6人	8人	1人	3人	33人	50.8%
やや不当	5人	4人	0人	2人	2人	13人	20.0%
不当	0人	2人	0人	0人	0人	2人	3.1%
その他	3人	1人	0人	2人	0人	6人	9.2%

表8 取手市立中学校の担任教諭に対する停職1ヶ月の懲戒処分の妥当性

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	栄養教諭	合計人数	割合
妥当	5人	2人	1人	1人	1人	10人	15.4%
やや妥当	14人	6人	9人	0人	3人	32人	49.2%
やや不当	4人	5人	1人	2人	1人	13人	20.0%
不当	0人	2人	0人	1人	0人	3人	4.6%
その他	4人	1人	0人	2人	0人	7人	10.8%

このように、2つの事例についての妥当性の判断はほぼ同じと言えるが、校種別の比較では「妥当」「やや妥当」については、小学校と高等学校の割合が中学校と特別支援学校に比べて高いと言える。また、不適切ないじめ対応を行った教職員に対する懲戒規定については「反対」「やや反対」を選択した回答者が小学校51.9%、中学校50%、高等学校72.7%であったのに対して、2つの処分事例については「妥当」「やや妥当」を選択した回答者が中学校ではほぼ同じ割合なのに対して、小学校70.4%、高等学校では100%と90.9%という結果で、小学校と高等学校では教職員への懲戒規定は「反対、やや反対」であるが、不適切ないじめ対応を行った教員への懲戒処分は「妥当、やや妥当」という割合が高い結果となった。

この要因についてはn数や調査内容を精査する必要があるため一概には言えないが、見えにくくなるいじめの発見や複雑化するいじめ対応などがより求められる中学校では、個人としての責任をここまで問うことは酷であるという背景があるのかもしれない。

### (3) 不適切ないじめ対応を行った教職員に対する懲戒規定への思い（深化）

最後の調査③「改めて、不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定に賛成か反対か」（深化）の結果は以下の通りである。

表9 不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定に対する思い（深化）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	栄養教諭	合計人数	割合
賛成	2人	0人	0人	1人	0人	3人	4.6%
やや賛成	12人	6人	5人	1人	0人	24人	36.9%
やや反対	9人	6人	4人	4人	4人	27人	41.5%
反対	1人	3人	0人	0人	0人	4人	6.2%
その他	3人	1人	2人	0人	1人	7人	10.8%

この結果を初発の結果（表3）と比較すると、「賛成・やや賛成」が33.8%から41.5%と増加し、「反対・やや反対」が56.9%から47.7%へ減少している。また、小学校、中学校、高等学校のみで比較すると、小学校と高等学校の「賛成・やや賛成」が「反対・やや反対」を上回っており、特に高等学校では「反対・

やや反対」から「賛成・やや賛成」への割合が増加している。一方、中学校では「反対・やや反対」の割合が増加しており、取手市立中学校の担任教諭に対する停職1ヶ月の懲戒処分の妥当性について（表8）の結果とあわせて、小学校と高等学校との校種によるいじめ対応と職場環境の違いがその差となっていると考えられる。

表10 不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定に対する思いの初発と深化の割合比較

	小学校		中学校		高等学校		小・中・高合計	
	初発	深化	初発	深化	初発	深化	初発	深化
賛成・やや賛成	40.7%	51.9%	37.5%	37.5%	18.2%	45.5%	35.2%	46.3%
反対・やや反対	51.9%	37.0%	50.0%	56.3%	72.7%	36.4%	55.6%	42.6%
その他	7.4%	11.1%	12.5%	6.3%	9.1%	18.2%	9.3%	11.1%

#### 4. 教師自身を感じるいじめ対応の現状と課題

不適切ないじめ対応を行った教職員への懲戒規定について、初発と深化の設問で立場（選択）を変えた教員数は65名中の20名であった。その内訳は「賛成2→やや賛成1・その他1」、「やや賛成5→やや反対3・その他2」、「反対2→やや賛成1・その他1」、「やや反対7→やや賛成5・反対2」、「その他4→やや賛成4」の計20名となっているが、その理由については以下の通りとなっている。

##### 【賛成→やや賛成】

・小：個人にだけ責任を負わせるのは違う。学校も把握するべきだから。

##### 【やや反対→やや賛成】

・高：教員の指導力不足や他の先生方に相談することができずに手遅れになることが理由で、生徒が自殺に追い込まれることは防ぎたいと考える。

・高：学校現場でおこったことなので、全職員を巻き込んで適切な対応をすべきだったのではないかと思うから。

・高：あきらかに不適切な対応を行った教員に対しては懲戒を与えても良いのではないかとと思う。

・高：教員が適切な対応をしていれば救われる命もあったと思うから。

##### 【やや反対→やや賛成】

・小：自分の子供がそういう対応をされたら、やはり許せない。不適切な対応をやはり責めざるを得ないと思った。自分は適切に対応できるよう、協働的・組織的に対応したい。

・小：児童の特徴や周りの関係について把握する必要があると感じる。又、担任一人でクラスを持つのではなく、複数の目で学級経営を支えてほしい。

##### 【反対→やや賛成】

・小：守れる命があると感じた。

##### 【その他→やや賛成】

・小：具体的な行動の報告を読むと、個人の感情・判断だけで行動（指導）しており、適切であったとは言えず、このような対応が横行することを防ぐには、ある程度の規定も必要になると思う。（その前に徹底した研修）

・特：様々な情報を見ていくと、やはり規定があっても良いのかなと思うようになった。けれど、いじめと一言で言っても様々なケースがあるため、特に単に当てはめた処分にならないことを願いたい。

【やや反対→反対】

- ・中：規定があるから懲戒しろとなるのはつらい。

【賛成→その他】

- ・小：現場が萎縮してしまい、その後、事務が全うしにくい雰囲気になってしまうため。

【やや賛成→その他】

- ・高：正直、わからなくなりました。一生懸命頑張っても救えない場合もあるかもしれません。
- ・栄：分からなくなりました。

【反対→その他】

- ・小：不適切ではあまいなので、義務としてすべき対応を定め、それらを怠った場合には、罰則を与えるのはありだと思う。

※下線部は執筆者

このように、教員個人としての対応ではなく「組織として対応して児童・生徒の命を守る」という視点からの回答が多く見られたが、これらは「いじめの問題への取組の徹底について（通知）」（2006年10月）と「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（2007年2月）で通知されたいじめ対応の基本<sup>7)</sup>であり、教員自身もその点を良く認知していると言える。

一方で「議論のとりまとめ」（2016）でも指摘された「担任教員がいじめを抱え込み、学校のいじめ対策組織に情報が共有されず、重大な結果を招いた事案が発生している」という指摘に対して、茅ヶ崎小学校の事例や次のようなコメントにあるように、その改善が求められる状況下にある学校があり、意識の向上が求められる教職員がいることも事実である。

（中学校：やや反対→同じ）教員という仕事をしていて日々思うのはいろいろな教員がいるんだなと思うことです。いじめのアンケートの内容を読んですぐ動く人もいれば、様子を見ると判断してしまう教員もいます。報告もしない、後日知った校長が指示し、ようやく動く。そんな教員のためにも必要なかもしれませんが、よくやっている教員もたくさんいます。

そのような思いの中で、適切ないじめ対応を行うための課題としては以下のような教員がお互いに相談しやすい、そして組織として仲間として対応できる学校づくりが求められるといえる。

【やや賛成→同じ】

- ・小：教師は常にアンテナをはり、組織的に対応し、子どもたちを守っていきたくたいです。
- ・中：教員が保身に走り事案を隠してしまうことが多いが、組織として報連相を怠らず取り組む必要がある。
- ・中：いじめの有無を把握することは教員に不可欠の職務。一人で抱え込まず学年主任や管理職に相談すべき。

【やや反対→同じ】

- ・小：学級での問題を担任一人が背負いすぎている印象を持った。学校全体で問題に対応し、関係機関にも必要に応じて介入してもらうべきだと思う。



## 研究の小括

以上、不適切ないじめ対応に対する懲戒規定の動向や処分に対する教員の思いや対応への課題について考察してきたが、その課題の解決は学校運営にあたる校長をはじめとする管理職の学校環境（雰囲気）づくりと、教職員がゆとりをもって児童・生徒と接することができる労働環境を構築することが不可欠であり、「事務局たたき台」で示されたいじめ対策主任<sup>8)</sup>設置などを含めて、懲戒規定を定める前に管理職を含む教職員が組織的に対応できるための人員増や時間の確保への法的な処置を講じていくことが求められる。また、調査では校種によるいじめ対応に関する情報の認知度、そして懲戒規定や処分への肯定感に違いが見られた。この背景には校種による学級担任制や教科(科目)担任制、そして学級担任としての児童・生徒や保護者との関りの違いなどがあると思われるが、義務教育学校や中等教育学校が整備されている中で、異校種の教員との交流(研修)が図れる場や時間を定期的に設けてお互いの経験知を広げていくことも、適切ないじめ対応につながる一つの方法と考えられる<sup>9)</sup>。

今後の研究の課題としては、教員免許状更新講習では具体的な事例(第三者委員会の報告書)を通していじめ対応の現状と課題について教員同士が情報交換を行い考察していくことが有効であったので、報告書で不適切とされた対応に対して自身ならどう対応するかという課題を設けて、自身→グループワーク→自身という活動を通して、自身の「思い」や「感じていること」からお互いが組織的に適切な対応を行うための先生方の経験知を深化できる学習プログラムを作成していきたいと考える。

## 注

- 1) 「事務局たたき台」は、いじめ防止対策推進法の改正を議員立法で目指す超党派の「いじめ防止対策推進法に関する勉強会」が作成した。これに対して、全国都道府県教育長協議会は「いじめ防止対策推進法改正案に対する意見について」において、次のような現状と問題を指摘して削除を求めた。  
懲戒その他の措置の基準及び手続(第24条の2関係)
  - ・第二十四条の二において、地方公共団体に対し教職員がこの法律の規定に違反している場合の懲戒等の基準及び手続を定めることを規定しようとしているが、そもそも具体的にどの規定への違反を指し示すのか、その範囲が不明であるため、削除すべきである。
  - ・第二十四条の二において「(教職員がいじめに相当する行為を行っている場合も含む)」とあるが、当該行為が行われた場合には各任命権者において当然懲戒処分の対象となるため、この文言は必要ないものと思われる。
  - ・第二十四条の二の二の教員に対する懲戒は、地方公務員法や教育公務員特例法等、又はこれに基づく条例・規則等により任命権者が実施すべきものであり、新たに規定する必要はない。
 一方、いじめ問題に取り組むNPO法人やいじめを受けて自殺した児童・生徒の遺族などからは、学校ではいじめの放置や隠ぺいが繰り返されているとして、その規定を求めた。
- 2) 例えば、朝日新聞「いじめ放置の教員処分案、消える対策法改正に遺族反発」(2019.4.22)、東京新聞「正案 消えた具体策 遺族「子の命守れない」」(2019.4.13朝刊)、西日本新聞「遺族「いじめから命守れぬ」法改正案“骨抜き”危惧 現場に配慮か「教員の懲戒規定」削除」(2019.5.11)など、教職員個人への責任を問う見出しや記事が見られた。
- 3) 「学習指導要領の改訂の動向と学校の危機管理」は必修選択領域の講座で「学習指導要領の改訂」と「学校の危機管理」の講義内容に分かれており、調査は執筆者が担当した「学校の危機管理」の講義の中で実施した。また、回答者の内訳は小学校教諭27名、中学校教諭16名、高等学校教諭11名、特別支援学校教諭6名、栄養教諭または栄養学校職員が5名(表中では栄養教諭と表記)で、受講者にはその結果を個人が特定できないように処理を行い、論文、報告書等に活用することを口頭で確認した。なお、アンケート調査の設問は以下の8問である。

- ①平成29年3月に「いじめ防止等のための基本方針」の最終改定が行われていたことを知っていましたか。
- ②いじめ防止対策推進法に関する平成30年の「事務局たたき台」では、不適切ないじめ対応を行った教員に対する懲戒規定が盛り込まれていたことを知っていましたか。
- ③不適切ないじめ対応を行った教員に対する懲戒を規定することに賛成ですか。(初発)
- ④茅ヶ崎市立小学校の担任教員への懲戒処分を知っていましたか。
- ⑤取手市立中学校の担任教員への懲戒処分を知っていましたか。
- ⑥茅ヶ崎市立小学校の担任教員への懲戒処分は妥当だと思いますか。
- ⑦取手市立中学校の担任教員への懲戒処分は妥当だと思いますか。
- ⑧改めて不適切ないじめ対応を行った教員に対する懲戒を規定することに賛成ですか。(深化)
- 4)「議論のとりまとめ」は、1. いじめの認知、2. いじめ防止基本方針、3. 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有、4. いじめの未然防止・早期発見、5. いじめへの対処、6. 重大事態への対応の6項目の「現状・課題」と「対応の方向性」からなるが、情報共有以外にもいじめの認知件数にかかわる都道府県格差が約30倍であること、市区町村の地方基本方針の策定状況が策定に向けて検討中が28.0%、策定するかどうかを検討中が9.1%であることなどを具体的な数字を掲げて課題とし、その改善を求めている。
- 5)「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(文部科学省)によると1校当たりの認知件数は小学校15.7人、中学校7.7人に対して高等学校は2.6人となっている。また、平成28年度と平成29年度の認知件数の増加率は小学校33.7%、中学校12.8%に対して高等学校は14.9%となっている。
- 6)なお、第三者委員会の報告では、「茅ヶ崎市立小学校5年男子不登校」では以下のような指導力不足や情報の発信の問題が指摘されている。
- ・学級経営に問題があることを知られたくないため、単独で保護者対応したこと。
  - ・学級経営に問題があることを知られたくないため、いじめを認識していながら、問題ないと思込むことで見過ごそうとしていたこと。
  - ・学級経営に問題があることを知られたくないため、情報を発信しなかったこと。
  - ・自己保身のために教務必携を処分するなどしたこと。
  - ・学級経営に問題があることを知られたくないため、単独で保護者対応したこと。
- また、「取手市立中学校3年女子自殺」では、以下のような情報収集や情報共有、そして教職員と生徒との信頼関係の問題が指摘されている。
- ・担任教諭とクラスの生徒との間に、教員が生徒から自然と情報を得られるような信頼関係が形成されていなかった。
  - ・担任教諭も他の教員も、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするためのアンテナを張っていなかった。
  - ・当時、学校全体として教員に対する反発などをする生徒への指導に大きな課題を抱えており、そのような陰で本件生徒の変化を十分に捉えられなかった。
  - ・当該中学校は、いじめの早期発見のための取組を掲げているが、十分に行われていたとはいえなかった。
- 7)二つの通知は当時の文部科学省初等中等教育局長であった銭谷眞美による。「いじめの問題への取組の徹底について(通知)」では「(2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むこ

となく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」では「いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務である」ことが冒頭において通知されている。

- 8) 第22条に主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭をもって充てるいじめ対策主任を置くことが案として示されたが、座長試案では削除となった。
- 9) 今回の調査を行った講習の中でグループワークの時間を設けて情報交換の場を設けたが、受講者は比較的活発に情報交換を行っており、事後のアンケートでもグループワークが有効であったという回答が複数見られた。

## 参考文献

- ・ いじめ防止対策推進法に関する勉強会用資料「事務局たたき台」、2018  
<https://shibutetu.files.wordpress.com/2019/04/ijime.pdf>（最終閲覧日：2019.7.31）
- ・ 朝日新聞（2019.4.22）<https://www.asahi.com/articles/ASM4Q4JQ0M4QUTIL022.html>（最終閲覧日：2019.8.30）
- ・ 東京新聞（2019.4.13）  
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201904/CK2019041302000126.html>（最終閲覧日：2019.8.30）
- ・ 西日本新聞（2019.5.11）<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/509159/>（最終閲覧日：2019.8.30）
- ・ 文部科学省初等中等教育局児童生徒課「平成29年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」2018年3月  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/30/10/\\_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410392\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/10/_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410392_1.pdf)（最終閲覧日：2019.9.10）
- ・ 茅ヶ崎市立小学校における重大事態の調査報告書（答申）公表版（H30.12.19）  
[http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/\\_001/021/695/1219kouhyouban.pdf#search](http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/021/695/1219kouhyouban.pdf#search)（最終閲覧日：2019.9.10）
- ・ 取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査結果について（H31.3.29）  
[https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/seisaku/tyosei/documents/310320\\_chosahoukokusho\\_gaiyou.pdf#search](https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/seisaku/tyosei/documents/310320_chosahoukokusho_gaiyou.pdf#search)（最終閲覧日：2019.9.10）